

ノジコ（野路子）の会規約

第1条（名称）

この会は、ノジコ（野路子）の会と称する。

第2条（所在地）

この会の所在地を三条市東大崎1227番地とし、同地に事務局を置く。

第3条（目的）

この会は、「緑豊かな潤いのある街づくり」を目指して活動し、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第4条（会員）

この会は、第3条の目的に賛同する者をもって会員とする。

第5条（役員）

この会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名（会計担当を含む）

第6条（総会）

この会は、毎年4月に定期総会を開催し、次のことを決める。なお会長が必要と認めるとき臨時総会を開催することができる。

- (1) 活動の総括と次年度の活動計画の樹立
- (2) 決算及び予算の編成
- (3) 役員を選出
- (4) その他必要な事項

第7条（会費）

この会の会計年度は、毎年4月から翌年3月末日とし、会費は年額1,000円とする。

第8条（規約改定）

この会の規約は、会員の過半数の同意をもって改定することができる。

（附則）

この会の規約は、2000年（平成12年）11月23日からとする。

この会の規約は、2011年（平成23年）5月8日から一部改正する。

この会の規約は、2019年（平成31年）4月27日から一部改正する。

この会の規約は、2024年（令和6年）4月14日から一部改正する。